

名古屋港管理組合公報

令和元年10月1日
(火曜日)
第9号

目次

○名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則	1
○名古屋港港湾料率表の公表	1
○港湾施設の廃止	1
○放置自動車の廃物認定	2

規 則

名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則を公布する。
令和元年十月一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第十号

名古屋港管理組合財務規則の一部を改正する規則

名古屋港管理組合財務規則（昭和二十九年名古屋港管理組合規則第七号）の一部を次のように改正する。

第百三十二条第一項中「十分の九から十分の七まで」を「十分の九・二から十分の七・五まで」に改める。

第百五十条の二中「二人以上の者から見積書」を「なるべく二人以上の者から見積書（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む）」に改め、同条ただし書を削る。

第百五十五条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第百三十二条第一項の改正規定は、令和元年十一月一日から施行する。

告 示

名古屋港管理組合告示第33号

名古屋港港湾料率表を作成したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第12条第1項第13号の規定に基づき、下記の方法により公表する。

令和元年10月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

記

- 名古屋港情報センターでの縦覧に供することによる公表
- 名古屋港管理組合公式ウェブサイト（<https://www.port-of-nagoya.jp/>）への掲載による公表

名古屋港管理組合告示第34号

次の港湾施設は、令和元年8月30日に廃止した。

令和元年10月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 荷さばき地
区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積
中川運河堀止88号（中川堀88）	4 級	名古屋市中川区運河通り	平方メートル 272

名古屋港管理組合告示第35号

名古屋港管理組合放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成14年名古屋港管理組合条例第7号）第4条の規定に違反し、港湾施設等に放置されている自動車について廃物と認定するため、同条例第10条第3項の規定に基づき次のように告示する。

令和元年10月1日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

- 1 下記の自動車の所有者等は、令和元年10月15日までにこの自動車を撤去すること。
- 2 上記期限までに撤去されない場合は、廃物と認定し、管理者又は管理者の命じた者若しくは委任した者が、下記物件の所有者等の負担において処分等を行う。
- 3 問い合わせ先 港営部港営課庶務係

整理番号	所在地	車種等	登録番号等	塗色
31 関 003	名古屋市港区船見町34番1	スズキ ワゴンR	CT21S-375050	ワインレッド

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合